

平成27年

刈谷知立環境組合議会第3回定例会会議録

平成27年12月24日

議事日程第3号

平成27年12月24日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 平成26年度刈谷知立環境組合一般会計継続費の精算について
- 日程第4 議案第3号 刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第5 認定第1号 平成26年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第4号 平成27年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第1号）
-

出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 上田昌哉 | 2番 | 加藤峯昭 |
| 3番 | 明石博門 | 4番 | 黒川智明 |
| 5番 | 鈴木絹男 | 6番 | 池田滋彦 |
| 7番 | 鈴木浩二 | 8番 | 鈴木正人 |
| 9番 | 池田福子 | 10番 | 前田秀文 |
| 11番 | 山内智彦 | 12番 | 小林昭弼 |
| 13番 | 山崎高晴 | 14番 | 山本シモ子 |
| 15番 | 久田義章 | | |
-

説明のため議場に出席した者（5名）

- | | | | |
|-------|------|------|------|
| 管理者 | 竹中良則 | 副管理者 | 林郁夫 |
| 会計管理者 | 犬塚俊治 | 所長 | 藤田勝俊 |
| 業務課長 | 栗田全雄 | | |
-

職務のため議場に出席した事務局職員（5名）

- | | | | |
|-----------------|------|------|-------|
| 課長補佐兼
焼却施設係長 | 伊藤寿 | 総務係長 | 岡田金幸 |
| 主任主査 | 稲垣賢幸 | 主任主査 | 並木真一郎 |
| 主査 | 深谷鋼一 | | |

○議長（前田秀文）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付しました議事日程表のとおりでありますので、御了承願います。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本組合議会、会議規則第72条の規定により、会議録署名議員には、2番 加藤峯昭議員、14番 山本シモ子議員の両議員を指名いたします。

○議長（前田秀文）

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本会議の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田秀文）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、報告第1号 平成26年度刈谷知立環境組合一般会計継続費の精算についてを議題といたします。

当局より本件の報告を願います。

○議長（前田秀文）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

おはようございます。

報告第1号 平成26年度刈谷知立環境組合一般会計継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、御報告をさせていただきます。

別紙の平成26年度刈谷知立環境組合一般会計継続費精算報告書をごらんいただきたいと思います。

3款1項施設管理費、事業名は余熱ホール改修事業であります。この事業は、平成25年度から平成26年度の2か年の継続事業で、市民ニーズに対応するためクアコーナー、更衣室の拡充と健康増進につながるトレーニングジム等へリニューアルを行ったものであります。全体計画は2億

7,000万円で、支出済額は2億6,904万5,340円、執行残額は95万4,660円であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（前田秀文）

ただいまの報告に対する質疑を行います。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

それでは、継続費の報告について質問させていただきます。

2か年の余熱ホールの改修事業でした。よく承知をしておりますが、それに対しての残金が出たという報告になっております。リニューアルをすることによって、クアコーナーやトレーニングジムというように改修をし、喜ばれている面があることを私は認識をしておりますが、まずこの時にクアコーナーにすることに対してと、もともとあったお風呂施設がなくなることによってクアコーナーに切り替えたということですが、それに対しての設備、整備、その辺はどうなったのかについてを一点お聞きをしますので、そのままお風呂を継続することをこの議会でも質疑はしてきたのですが、そのままお風呂を継続することになるとどんな課題が残るというようにみてクアコーナーにしたのかどうか、改めてお聞きをします。

○議長（前田秀文）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

今回の改修でお風呂をクアコーナーに替えさせていただきました。その狙いといたしましては、お風呂だけが単独でありまして、いざというときに救急車を呼ぶような事故も数例ございました。そういうことも踏まえまして、お風呂の代替えができないかということで、計画化いたしまして、その時にクアコーナーで温まっていたくところを増設するというので、お風呂の代替えということで進めてまいりました。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

お風呂の代替えを考えたということで、今改めてお聞きをすると、例えばそのお風呂が単独だったために救急搬送の時に無理があったとかという理由を言われましたが、実は当議会に私も継続ではないけれども、何回か議論ができる場で議会に参加しているのですが、そういう報告というのは一度もなかったと考えられているのです。私が参加していない議会であったのかもしれないけれども、それがためにクアコーナーにすることを考えたというように答弁されましたので、これはお

風呂をなくしてはならないという質疑等をはかったときに、このような答弁はされなかったなどいうことを今改めて強く思っているところです。課題があったというようになっているのなら、例えば改修事業のときにそのような報告もされなければならなかったのではないかなということも改めて感じております。継続費の精算ですので、終わったことに対する精算ですので、一定の質疑をさせていただき、のちの決算等でもまたはからさせていただきますので、以上で質疑は終わります。

○議長（前田秀文）

ほかに質疑もないように思われますので、これで質疑を終わります。

本件は報告ですので、御了承願います。

○議長（前田秀文）

次に、日程第4、議案第3号刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正について、を議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第3号刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第31条の規定に基づき組合が保有する個人情報のうち個人番号をその内容に含む特定個人情報の取り扱いについては、より厳格な運用を講ずることとなったため改正をするものであります。

改正の概要といたしましては、個人情報の取り扱いについて、特定個人情報に関する利用及び提供の制限、開示請求等の特例を新たに定めるものとなっております。

なお、今回の改正でございますが、刈谷市、知立市、両市で9月に行われました個人情報保護条例改正と同主旨のものでございます。

それでは、条文にそって御説明いたします。用語の意味を規定した第2条の改正は、第1号中これまでも個人情報として取り扱わなかった、事業を営む個人に関する情報のうち個人番号が付番されたものについては、特定個人情報として取り扱われることとなったため、字句の整理をするとともに第2号として特定個人情報、第7号として特定個人情報ファイルの定義を新たに定めるものであります。

第6条の改正は引用条項を改めるもの、第7条の改正は個人情報の目的外利用及び外部提供の制

限に関する規定を特定個人情報以外の個人情報を限定して2項立てで条文を整理するものであります。

2ページをお願いいたします。

第7条の次に新たに規定する第7条の2及び第7条の3でございますが、第7条の2では、特定個人情報の目的外利用は個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限るとし、第7条の3では、特定個人情報の外部提供は番号利用法第19条に列挙した場合に限るとする旨を定めるものであります。

第10条第2項の改正は漢字表記に字句を改めるもの。

第14条の改正は、個人情報ファイルを取り扱う事務の届出事項を規定した第1項第7号中、引用条項を改めるもの。

第15条第2項、第16条第2項及び第17条第3号の改正は特定個人情報については、本人が委任する任意の代理人も自己情報の開示請求は可能となるため、条文を整理するものであります。

第23条の改正は、漢字表記に字句を改めるもの。

第27条第1項の改正は、個人情報の訂正を請求することができる自己の個人情報の要件について条文を整理するものであります。

第31条の次に新たに規定する第31条の2につきましては、訂正の請求のあった個人情報について、訂正をした場合において必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとし、第32条第1項の改正は、条文を整理するものであります。

次ページをお願いします。

同項第1号の改正は、個人情報の利用停止又は消去の措置を請求することができる要件として、特定個人情報に関するものを加えるため条文を整理するもの。

第32条第1項第2号の改正は、個人情報の提供の停止の措置を請求することができる要件として、特定個人情報の提供に関するものを加えるため引用条項を改めるものであります。

第44条第3項は引用条項を改めるものであります。附則といたしまして、この条例の施行日は平成28年1月1日で、提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い必要があるからであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に関連する質疑、討論を許可いたします。

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

今、所長が説明なされた2ページの第7条の2のところの目的外利用のところなのですけれども、先に言っておきますけれども、議案に反対するわけではありません。質問を1点だけしたいのですが、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合というのは、どういうことを想定なされていますでしょうか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

例えば、具体例でございますが、これにつきましては災害等によりまして、意識不明の状態になった場合、あるいは両市の場合で考えますと、児童虐待であったりDVの事案の被害者を保護する必要が生じた場合、そういったことが考えられます。また、一般的には急病等で意識不明になった場合、こういった場合も考えられるかなというように思っています。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

これは多分新しい制度とか仕組みが始まる時は、多分想定外のことがいろいろ出てくると思えます。このようなことがあったという状況に誰が責任を持って判断するのかというのをあらかじめ準備しておいていただきたいというところで、以上で質問を終わります。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

それでは、そもそものマイナンバー法に関わる条例が当組合でも出されました。まず、根本的なところですが、当組合においてマイナンバーの記載が必要な申請だとか書類上のものというのは、どういふものがあるのかについてお聞きします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

御質問のどのような場面で必要かという具体例でございますが、これにつきましては平成28年1月以降において組合の給与あるいは報酬に係ります源泉徴収事務などについてマイナンバーを使用することになっております。従いまして、ここに見えます議員の皆さま、あるいは私たち職員などのマイナンバーを取得し、管理させていただくといったこととなります。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

すでに、今事業所などにおいては、確定申告の時期になってマイナンバーを書かなければならないといろいろなことが取りざたされております。今、所長の説明では、これから給与等に係るいろいろな申請のときには必要だというように言われました。

当組合職員において必要な条例議案だということになりますが、マイナンバーをそもそも論でいくと所長は記載しなければならないというように言いましたが、記載の拒否ということはあるのかどうかについてお聞きします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

拒否というのは、私の認識の中ではちょっとありませんので、お答えできないものですから申しわけございません。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

マイナンバー法が取りざたされているいろいろなところで確認作業も行われているというように私は認識しています。それで、各省庁それぞれの諸団体がいろいろな確認や交渉など行っておりますが、そういう中で明らかになってきたのは、マイナンバーの記載をしなくても不利益はない、罰則はない、こういうことが各省庁から確認をされておりますので、そのことを私は改めて伝えたいと思います。

今後かかる問題であります。そもそも論で所長の提案の最初の理由で述べていただきました刈谷市議会、知立市議会の9月議会で上程されたものと同主旨ですというように言われましたので、刈谷市議会で行くと日本共産党議員団は反対をしておりますし、私は反対をしておりますので、議案第3号刈谷知立環境組合個人情報保護条例の一部改正について、マイナンバーを義務づけたものであることから反対を表明します。

○議長（前田秀文）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決をいたします。

本案を原案のとおり決するに、賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田秀文）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（前田秀文）

次に、日程第5、認定第1号平成26年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、
を議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

それでは、平成26年度の刈谷知立環境組合一般会計決算について御説明申し上げますので、決算
書の3ページをお願いいたします。

認定第1号 平成26年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第
233条第3項の規定により、本組合の監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

4ページをお願いいたします。

監査委員による審査意見でございます。決算内容等について良好であり、財政運営は適正である
とされておりますので、お目通しをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、5ページをお願いいたします。

平成26年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額24億3,090万4,096
円、歳出決算額23億1,071万7,822円、歳入歳出差引残額は1億2,018万6,274円で、この金額を翌年
度に繰り越すものでございます。

決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により御説明いたしますので、14、15ペ
ージをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目分担金ですが、予算現額16億8,348万7,000円、収入済額は予算
現額と同額の16億8,348万7,000円であります。

内訳でございますが、刈谷市が10億7,647万3,000円、知立市が6億701万4,000円で、比率といた
しまして、刈谷市が63.9%、知立市が36.1%でございました。

次に、2款1項1目余熱ホール使用料は、予算現額63万2,000円、収入済額は87万4,525円であり

ます。これは余熱ホール内の自動販売機7台分の目的外使用料です。なお、平成26年度から指定管理者制度導入に伴いプール利用料金等は指定管理者の収入となっております。

2項1目ごみ処理手数料は、予算現額2億1,000万円、収入済額は2億2,602万7,100円でありま
す。収入未済額は、現年度分、過年度分を合わせまして55万5,600円でございます。

2目リサイクルプラザ出品手数料は、予算現額21万4,000円、収入済額は25万8,400円であります。
出品者数は延べ1,292人、出品点数は2万5,458点、販売点数は1万3,923点でございます。

3款1項1目繰越金は、予算現額1億6,629万700円、収入済額は1億6,629万815円であります。
これは、平成25年度決算での歳入歳出差額を平成26年度に繰越金として収入したものでございます。

4款1項1目雑入は、予算現額2億6,576万9,000円、収入済額2億7,293万3,256円であります。
主なものといたしましては、発電による売電料金が1億7,594万5,633円、資源ごみの売払収入が
9,596万3,469円でございます。

5款1項1目組合債は、予算現額5,460万円、収入済額は8,103万3,000円で、平成25年度、26年
度の継続事業、余熱ホール改修事業分で平成25年度からの通次繰越分を含むものでございます。

最下段の歳入合計ですが、予算現額23億8,099万2,700円、収入済額24億3,090万4,096円でありま
す。

16、17ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目議会費ですが、組合議会運営に要する経費でありまして、支出
済額は123万346円、不用額は113万4,654円で、執行率は52%でございます。

18、19ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、組合の管理運営に要します経費で、主に職員の給与等でございます。
支出済額は、1億28万3,443円、不用額は482万2,557円で、執行率は95.4%でございます。

20、21ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費は、可燃ごみの焼却及び粗大ごみの破碎処理等に要する経
費でありまして、支出済額は14億9,102万1,421円、不用額は5,955万2,579円で、執行率は96.2%で
ございます。

不用額の主なものといたしましては、需用費として、排ガスを処理するための薬品等の消耗品費、
水道・電気等の光熱水費などの節約等による872万3,293円の残。

次に委託料として、スラグの有効利用による灰運搬処理等委託料の残と焼却施設の点検業務委託
を始めとする各種委託の入札差金などにより1,502万7,009円の残。

最後に工事請負費として、突発的な整備工事に対するための経費残及び入札差金など3,312万
4,440円の残であります。

22、23ページをお願いいたします。

2目余熱ホール管理費は、温水プール等の管理に要する経費でありまして、支出済額は6,032万2,389円、不用額は370万9,611円で、執行率94.2%でございます。

3目余熱ホール整備費は、第2期整備として、平成25年度及び26年度の2年度間で行う余熱ホール1階部分でのクアコーナーへの改修、2階部分のフィットネスゾーンへの改修整備等に要する経費でありまして、支出済額は1億3,299万7,040円で不用額は95万4,660円で、執行率は99.3%であります。

4款1項1目元金ですが、平成18、19及び20年度のごみ焼却施設更新時の借入分の償還元金でございます。支出済額4億5,415万6,277円で、執行率は100%でございます。

なお、平成25年度に借り入れた旧工場棟整備事業及び余熱ホール改修事業に係る残金は3年間据え置き処置により、その分の支出額はございません。

2目利子につきましては、ごみ焼却施設更新時借入分と平成25年度新規に借り入れた旧工場棟整備事業及び余熱ホール改修事業に係る利子の合計で支出済額7,070万6,906円で、執行率は100%でございます。

5款1項1目予備費につきましては、10万円を計上しておりますが、執行はしておりません。

最下段の歳出合計ですが、支出済額は23億1,071万7,822円、不用額は7,027万4,878円でございます。

また、24ページに実質収支に関する調書、25ページ以降に財産に関する調書を記載しておりますので、あわせて御参照を賜りたいと思います。

また、平成26年度の主要施策の成果報告書及び不用額調べを別冊で添付しておりますので、こちらもあわせて御参照の上、御審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（前田秀文）

山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

それでは、基本的なことを一つ確認させてください。基本的なことなので今まで何回も聞かれたかもしれませんが、5ページの歳入歳出差引残額約1億2,000万円ということですが、これは翌年度に繰り越すということですが、過去3年間の翌年度繰越額がどれくらいだったかということをお答えください。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

過去3年間の次年度への繰り越しということで、平成24年度決算の時に次年度繰越額として1億5,035万円。平成25年度決算で1億1,333万9,000円。本年度今回の平成26年度決算については、1億2,018万6,000円でございます。

○議長（前田秀文）

山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

ありがとうございます。この翌年度繰越額は、大体同じぐらいの数字だということがはかり知れました。この決め方というか、考え方があるかと思うのですが、その考え方についてお答えください。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

繰越金の額の考え方でございますが、ごみ焼却施設につきましては、安全・安定といったことが、非常に重要であるという中で、経年劣化等で緊急工事が発生するということが想定されます。そのような工事が発生すると、炉の停止といったようなこともあるわけでございまして、その工事といましては、私どもが想定しておりますのは、焼却設備の耐火物の落下に伴う整備でございます。この工事は、約でございますが1炉当たりが約3,500万円程度で見積もっておりまして、これが3炉ということで、約1億円ほどの金額を翌年度繰越までは持っていたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

ありがとうございます。今、約3,500万円掛ける炉の数ということで、妥当な数字だなというようにわかりました。こういったことで基準がきちんとあって、それをきちんと管理するというようなことで、これに限らずほかのお金についても言えるかと思っておりますので、ぜひ今後も目的それからそれに見合ったお金の大きさそういったものを踏襲していただきたいと思います。議案には賛成します。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

先ほどの答弁の中で、平成24年度の決算額の次年度繰越金の額を1億5,035万円というように申し上げましたが、間違えておまして1億5,235万円でございますので訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（前田秀文）

わかりました。

鈴木浩二議員。

○7番（鈴木浩二）

私のほうも1点質問のほうさせていただきます。決算に反対するものではございませんのでよろしくをお願いします。決算書の22ページ、公債費の5億2,846万4,000円。この主要施策報告書のこちらのほうを見てみますと、この中でも7,000万円あたりが金利、利子として出さなければならないという状況になっているのですけれども、借り入れの総額と残高が今どのぐらいなのか、お答えいただきたいなというように思います。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

借り入れの総額でございますが、60億7,790万円でございます。残額のほうでございますが、平成26年度末現在の残額は、42億6,960万1,494円でございます。内訳といたしましては、平成18年度から20年度の資金としてごみ焼却施設の更新分ということでございますが、こちらのほうが38億6,780万1,494円。それから、25年度資金といたしまして、旧工場棟の整備事業分でございます。この分が2億1,970万円。それから平成25年度、平成26年度資金として余熱ホールの整備分ということで、1億8,210万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

鈴木浩二議員。

○7番（鈴木浩二）

ありがとうございました。今、お答えいただいたものでやはり一番大きなものは、ごみ焼却施設更新分38億6,780万1,494円ということでございまして、このごみ焼却施設更新分、ここの事業費の当初の借入額とその算定根拠をお答えいただきたいなと思います。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

当初の全体の借入額ということでございますが、こちらのほうは、全体の事業費のほうから説明

をさせていただきます。全体の事業費につきましては、125億550万円でございます。その内訳といたしまして、交付金、起債、一般財源としての分担金の3つでございます。1番目の交付金につきましては、補助率が3分の1ということで31億6,020万6,000円でございます。起債につきましては、全体の事業費から今申し上げました交付金分を除いたこの範囲の中で56億7,610万円を借り入れしております。残りの36億6,919万4,000円につきましては、刈谷市、知立市、両市の基金の取り崩しを含んで分担金ということでいただいて賄っております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

鈴木浩二議員。

○7番（鈴木浩二）

ありがとうございます。全体の事業費125億強ですね。この中から3分の1が交付金として国から出た。その残りの中で約60%、56億7,610万円を組合債として借りたということでございました。残りの36億7,000万円程度の分担金ということでございますので、基金を取り崩して使われたのではないかと思います。事前にお聞きをしましたけれども、平成25年度の段階で知立市の基金の残高が2億5,000万円。そして刈谷市はゼロというような状況になっていると聞いております。突発的な故障、こういったもので多額な事業費が必要になったり、また現在この燃焼の設備、こういったものは10年から15年で更新というか、改良工事みたいなことをされるというように聞いておりますので、そういったことも含めて、こういった必要な基金を積んでいく必要があるのではないかと考えております。刈谷として基金、刈谷知立環境組合として、知立のようにこの一般廃棄物の処理というか整備基金ですね、こういった形で基金を積んでいくのか。または、刈谷市には公共施設維持保全基金というのがございまして、今の条例上ではなかなかこの刈谷知立環境組合の施設では使えないような形になっていきますけれども、条例を変更して使えるようにすれば、そういったのも一つの手かなというように思っていますので、ぜひ、そういった形でいざという時に基金が使えるような状況を確認していただきたいなということをお願いして、質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（前田秀文）

池田福子議員。

○9番（池田福子）

主に伺いたいのが、余熱ホールの歳入でございます。ページ数で言えば14ページと22ページですけども、14ページのほうは先ほど説明いただきましたので結構ですので、22ページなのですけども、この余熱ホールなのですが、成果報告書の6ページ、人数のことで伺いたいと思います。人数が延べだと思えます。年間14万9,322人ということなのですけども、これは繰り返し来てくだ

さるリピーターの方も全部入れて延べの人数というように伺っております。実際の登録している方、実際使っていらっしゃる方、延べではなくて何人ぐらい見えるのかという質問をさせていただきたいと思ったのですが、それから何かの手段でそれは分かるということだったと思います。それから、これが目いっぱいの人数なのか、許容範囲としてもっとふやすことができないのかということで、ちょっと質問させていただきます。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

6 ページに記載があります利用者の人数でございます。これは延べ人数で実際に一人の方が2回来たか3回来たかということは実際のところはそういった集計は私ども申しわけないですが持っておりません。しかし、今、指定管理者になりまして、登録して使っていただくという方があるものですから、それを参考の値として申し上げることはできます。その値についてでございますが、実際に利用されている方の登録の人数でございます。平成26年度6 月度でございますが、その時が681人でございます。直近の平成27年の11月でございます。その時は、11月度では920人ということになっております。登録をされていない一般の方について何人かというように聞かれましてもちょっとお答えできませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点、目標というようなことになるかと思うのですが、どれぐらいの人数をというようなお話かと思うのですが、これにつきましては指定管理者の導入前の平成25年12月の議会の時に、私ども組合の意向としては、年間の利用者数、延べ人数でございますが、それを15万人ぐらいというようなお話をさせていただいておりまして、平成27年度11月の時点でもうすでに16万1,308人という延べ人数の方に御利用いただいております。

それで、今後でございます。先ほどおっしゃられました目標というようなものでございます。こうしたものについては、選定をいたしました指定管理者の提案といたしましては、指定管理期間の5年目となります最終年度、平成30年度に年間で20万人の延べの利用者数を目標としておりますので、これが目標になるのかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

池田福子議員。

○9 番（池田福子）

指定管理者の方のことが出ましたので伺いたいと思ひます。例えば、15万人だったとしても月にすると1万3,000人ですね。それを毎日にしましても400人前後になりますね。営業時間が9時から9時というように伺いました。12時間であれしても1時間で30人から40人ということになるわけで

すね。私は元が営業職なものですから、こういう質問になってしまうのですけれども、空いている時間とかここは手薄であるとかいう時間帯が結構あるとは思うのですね。ここは指定管理者とのやり取りになると思うのですけれども、こういう組合としては、こういう事業をもっと広く勧めなければいけないと思うのです。ですから、そういう広報活動みたいなものを、使っている方が今現在は、私の予測ですけれども高齢者が多いのではないかと思います。高齢者の方にホームページとかいろいろそういうものが出てくるのですけれども、もっとほかの指定管理者とのやりとりになると思うのですけれども、広報活動、それから交通手段の確保なりの構想があったらお願いしたいと思います。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

まず、広報の関係でございます。余熱ホールの広報をどのような形でというようなお話かと思うのですが、これにつきましては指定管理者が、館内の掲示、あるいは新聞の折り込みチラシの等をやっております。そのほかに当組合のホームページでの広報、それから両市に御協力いただいておりますのホームページでの広報並びに広報紙による広報といったものを行っております。

それから高齢者の方の交通手段というようなお話だったかと思うのですが、私どもといたしましては、高齢者を含め利用者全体の方の状況、交通手段といたしましては、現在、自家用車の利用の方が最も多いというような現状を踏まえまして、余熱ホールの駐車場の拡充などを行ってまいっております。

また、車以外の交通手段といたしましては、刈谷あるいは知立市の巡回バスあるいは公共交通機関としてのJRの野田新町駅が近いということもございますので、こちらの利用ということを考えております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

池田福子議員。

○9番（池田福子）

交通手段、いろいろ高齢者の方の事故もふえておりますけれども、やはりいきいきと過ごしてもらいたいという思いはあるのですね。できましたら、直通のというか巡回のようなものを用意していただいたりする構想も持っていただきたいと思うのですね。指定管理者の方に任せっぱなしになりやすいと思うのですけれども、最終的に監督するというのは、組合側だと思うので要望なりをちょっと工夫しながら出していただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

指定管理者に対してについてでございますが、そちらのほうに対しては、相談をさせていただきます。それから、両市の関係ですが、そういった公共交通機関もあるわけですが、そちらのほうについては当組合としてはそれぞれ両市でやられることですので、両市の方におまかせするというスタンスでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

池田福子議員に申し上げますが、態度表明がなかったと思うのですが、この議案については賛成か反対か、お持ちであれば。

○9番（池田福子）

もう少し充実させていただきたいという意味で一応反対の立場でさせていただきます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

順序の組み立てがちよっとばらばらかもしれませんが、予定していた質問をさせていただきます。それで、最初にまず議長に確認させていただきたいのですが、例えば案件が1項について3回までなのか、とにかく私が立つのが3回なのか、案件が違うものがあるのですけれども、この決算の中で項目が違うものがあるのだけれども、どうでしょうか。

○議長（前田秀文）

過去はどうでしたか、1問ずつで3回、まとめてではなかったですか。

所長。

○所長（藤田勝俊）

今回の決算について3回というように理解していただければ結構かと思います。

○14番（山本シモ子）

ありがとうございます。それではばらばらといくかもしれませんが、よろしく申し上げます。

まず、私としては基本的には余熱ホールの管理費のところ質問を展開していきたいと思えます。主要施策報告書と決算書でいきますと22ページ等になると思えます。

それで、今も池田福子議員が質問しておりましたが、まず主要施策報告書でいきますと余熱ホールの利用者推移が書いてあります。これは、理解しました。それで、一つお聞きしたいのは当余熱ホール利用、プール利用は65歳以上半額利用として、ずっと開所以来保たれてきて喜ばれているというように思っています。その年齢の引き下げもう少し60以上ぐらいからという要求をずっとして

きているわけですが、この65歳以上の半額利用者の利用推移をまず1点お聞かせいただきたいのと、それから1日のうちで利用者の混み具合というのか、利用がすごく多いなという時間帯などがあればその利用時間など分布などがはかられていれば、それもお願いしたいということと、それで次に公債費についてお聞きします。説明の中で元金は3年間据え置きというように言われました。その公債費を鈴木浩二議員が言ってくれておりましたが、この元金3年間据え置きなので今回の決算認定についてはゼロというようになっているわけですね。それで、3年間据え置き、いつから開始、いつからの3年間なのかというのと、開始された場合の返還の利息、利率はいくらになっているのかについて確認させてください。お願いします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

順番が前後するかもしれませんが、答えさせていただきます。

まず、高齢者の利用の推移というお話かと思えますけれども、こちらのほうについては過去のデータと比較できるということでプール利用者に限定して答弁をさせていただきます。高齢者等の率で答えさせていただきます。平成23年度が13.1%、人数にして1万4,375人。それから、平成24年度につきましては、率にして13.3%、人数にして1万2,425人。平成25年度につきましては、率にして13.6%、人数で1万1,618人、それから平成26年度につきましては、9.2%で9,686人です。

それから、高齢者の多い時間帯があるのかといった御質問でございますが、こちらの時間帯あるいは、曜日ごとの集計については、本当に申し訳ございませんが、うちのほうからも依頼はしていますが、指定管理者で集計をしていないという状況でございますので、御理解をお願いいたします。

それから、余熱ホールの整備に関する公債費の関係でございます。公債費の利率でございますが、平成25年度借入分の利率については0.4%、平成26年度借入分につきましては0.2%でございます。返す年度でございます。842万2,000円を平成25年度分のものとして、平成29年度から返してまいります。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

それでは、余熱ホールの利用の件に関してです。時間帯の利用の分布をお聞きしたのは、これは高齢者に特化したものではなくて、お聞きをしたい意図は、夜の時間帯、夕方から夜の時間帯、閉館までの間にどのような利用の推移があるかということです。

それで、今度指定管理者、直営でやっていたときとは違って、指定管理者は開館時間を延ばしました。ということは、直営でやっていたときにプールを利用しようとする場合、サラリーマンの方等になります。7時半過ぎて、もうちょっとで出ようと思っても、時間帯で制限されてしまうと。プールというのは、やはり着脱があるので、上がったら濡れているということもあるので、そのちょっとしたことでは無理だろうということで、7時半以降おさえられていた経過があるのですね。もっと伸ばしてほしい。開館は9時までではないのという声もありましたが、今回指定管理者によってその時間の延長が図られたというように認識しております。問題の本質は、問いたい本質は、1日の仕事を終えたサラリーマンの皆さん、健康増進等で利用できることが望ましいわけですので、そのことを図りたいがために、利用分布、時間の分布をお聞きしたところですので、高齢者に特化して言われましたけれども、そもそも論で指定管理者はそのような詳細な分布は持ってはいませんというようなことになるかなと思っています。利用料は、指定管理者に入ることなので、どの時間帯がよく使われるのかというのは、営業者としては、事業者としては、はかられるべきだなと思っていますので、今後も施設は直営でありますので、今後も質問は繰り返していかなければならない事案だと思っています。ぜひ、その辺の利用の混雑するところ等、夕方から閉館までの間、どのような方が利用しているかをはかられていただくよう、要請してもらいたいと思います。

次に、今後の公債費の元金の返済については、わかりましたので、1点だけここでも教えていただきたいのですが、基金で返済をしてきたという経過を答弁の中でありましたので、基金残高が現在いくらになっているのか、少し拾ってみたのですが、ちょっと見つけられなかったので、改めて教えてください。

それでは、余熱ホールに対しては、今時間の問題を言いました。今回の改修でお風呂がなくなりました。かなりの方たちがショックだということがもちろんあって、ただクアコーナーがいらないということではないです。プールの一体のところにありますので、そこで楽しんだ方が、少しくアコーナーに行って温まって上がっていく。これが、全く無駄だということにはならないわけなので、その辺は、それが無駄だということにはなっていないとは言わざるを得ません。お風呂をなくしたことに對して、私は質疑をさせていただきますが、いまだにお風呂がなくなったことへの不満と要望があるわけですが、今の施設は余熱ホール等、それから外施設等、施設内外を見た時に、余熱を利用したお風呂利用というのは考えることができないのかについてお聞きをします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

基金の残額ということでございますが、先ほど議員の発言の中にもあったかと思うのですが、平成25年度現在で知立市については2億円ほど。それから、刈谷市は現在でございますが、ゼロとい

うことになっております。それから、お風呂を外への設置というような話だったかと思うのですが、こちらのほうについては、平成25年度、26年度のリニューアル工事において、クアコーナーに改修するということを行っております。そのときに、クアコーナーの給湯設備につきましては、従前のお風呂の給湯設備のところを転用して使っているという状況でございます。そんな状況もございまして、新たに外にそういったお風呂、あるいは給湯の設備を設けるということになった場合、熱量を計算しながらやっていますので、熱量の不足が生じるということがございます。それをもし外のほうにつくるということになりますと多大な費用をかけるということになるものですから、その外につくるということについては、今のところ当組合ではちょっと考えていませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

自分の認識不足だった点が1点あります。基金の問題ですが、刈谷知立環境組合議会としての基金だと思って、今、お聞きをしましたが、知立市と刈谷市がゼロという分布がありましたので、その辺の認識がなかったことは、反省はしますが、その理由が何かというのは、返してきたということからかもしれません、今後も注視していきたいと思えます。

次に余熱ホールについてですね。3回目ですので、答弁をもらいながら、提案をさせていただくのですが、高齢者65歳以上の半額券を利用しての利用者推移というのは、大体13%下らずに1万人余り利用しています。平成26年度は改修事業があったことから1万人を切れているわけですが、このように、やはり健康増進、当局からの答弁の中にもありますが、健康増進の目的ということで、ジムなどをやったわけですので、その点でいくとプールはまさに健康増進に寄与しているものですね。だから、65歳以上の皆さん、本当に喜ばれて使われているのだというように認識をします。利用料が指定管理者になっても引き上げはされませんでした、250円の利用が1万人年間きちんとあるということを考えるならば、高齢者にやさしいというか、やはりだんだん体の痛みが出てくるので、そういう方たちにとってプールというのは、とても健康にいいのだそうです。健康を増進するのにいいのだそうです。ひざが痛い腰が痛い、スポーツ選手だけではなくて、通常の私たち庶民にもこのプールというのはいいということを認識しています。私、60歳以上からの半額利用をこれまで一貫して求めてきました。今回はちょっとトーンダウンします。65歳と言っていますが、64歳、1つ年齢を下げるだとか、いろいろな形があると思うのですが、年齢の引き下げという点で要望させていただきますので、ぜひ、図っていただくようよろしく願いいたします。その上で、これは、平成26年度の決算認定ですので、私はやはり市の施設は民間の利益を求める指定管理者にするべき

ではないという立場です。直営でやって、そこで働く人も市内外の人がきちんと雇用も守られ働けることが望ましい。利用者にとっては、知立市、刈谷市の市民の皆さんがきちんと利用できるようにますます快適な施設になるようにしていくべきだと思います。よって、指定管理者制度に反対するものです。その決算認定に反対するものです。その上で、今1点要望させていただきました。65歳以上の半額利用の年齢の引き下げを要求します。もう1点、お風呂設備がなくなったことで、それはクアコーナーにおいても、その熱量は使っているのに、外につくるだとかということは無理という答弁がありましたが、例えば、余熱を使つての施設です。どこか一角に足湯だけでもお湯が流れる設備だとか、そういうこともできるのではないかと考えています。プールへ行く玄関前では、少し待っている場所もあり、そこで座つて話をしたりしている人たちがいることを私は見えています。そういう一角に足湯があるだけでも、また違うのではないかと、市民の皆さんに優しい施設になるのではないかと考えていますので、この点についての要望です。できる、できないということは今後はかっていただきたいわけですが、それを伝えながら決算認定について、指定管理者制度反対を指摘をして反対をします。

○議長（前田秀文）

所長。

○所長（藤田勝俊）

御要望ということで、年齢の引き下げと足湯ということだったかと思いますが、高齢者の方の、65歳からの半額の引き下げだったかと思うのですが、今まで私ども組合でお答えしている内容の繰り返しになるのですが、現在の状況の中で65歳までまだ働かれる方、企業などでは65歳まで働かれる方がある中で、そういったことは今のところ考えていないということで、ほかの施設との兼ね合いもございますので、そういったこともあつて今のところは考えていないというお答えをさせていただきます。

それから、足湯の関係でございます。足湯の関係のことについては、先ほど申し上げたとおり、熱量の不足ということがございますので、もしそれを無理やりつくつたとすると、今ある本体のほうにも影響が出るということがございますので、ちょっと難しいかなというように思っています。また、平成25、26年度に中をリニューアルしてお金をかけたところでございます。ですので、現在すぐにとつたことはちょっと考えられないかなというように思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（前田秀文）

これより、本案を採決いたします。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田秀文）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（前田秀文）

次に、日程第6、議案第4号平成27年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（前田秀文）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

それでは、議案第4号 平成27年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第1号）についてお願いいたします。

補正予算の説明に先立ち、今回の補正の概要につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、ごみ焼却施設の維持管理経費を計上しておりますクリーンセンター管理費において、支出額の確定により経費を減額するもの、そのほかに給与改定及び人事異動に伴う人件費の調整をするものなどがあります。

歳入につきましては、歳出の減額に伴い補正するとともに、財源を更正するものなどがあります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります、第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,585万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,893万9,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

なお、第1表につきましては、2ページ及び3ページに記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

詳細につきましては、予算説明書で御説明いたしますので、補正予算説明書の6、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款1項1目一般管理費は119万8,000円の増額補正で、2節給料は18万

4,000円の減額、3節職員手当等は100万7,000円、4節共済費は23万4,000円、13節委託料は14万1,000円の増額をお願いするものであります。

次に、8、9ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費は2,705万7,000円の減額補正で、2節給料は1万3,000円の増額、3節職員手当等は9万5,000円の減額、4節共済費は2万5,000円の増額であります。

11節需用費は1,100万円の減額で、消耗品費のうち薬品類の購入単価の低下によるものと光熱水費につきましては、主に都市ガスの使用量の節約によるものであります。

13節委託料は1,600万円の減額で、説明欄にあります3つの委託料とも入札差金でございます。

次に、4、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款2項1目ごみ処理手数料は、1,000万円の増額補正をするもので、一般家庭以外のごみ搬入量の増加によるものでございます。4款1項1目繰越金は先ほど認定していただきました平成26年度決算におきます歳入歳出差引残額1億2,018万6,000円を繰り入れるもので、当初予算におきまして5,000万円を計上しておりますので、今回は7,018万6,000円を増額補正するものであります。

5款1項1目雑入は800万円を減額補正するもので、資源ごみの売却単価の低下によるものでございます。

1款1項1目分担金におきます9,804万5,000円の減額補正は、歳入における前年度繰越金などによる増額補正及び歳出における減額補正により両市の分担金が説明欄のとおり減額となるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（前田秀文）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（前田秀文）

山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

それでは、補正予算について1点お聞かせください。

4ページのところで、歳入分担金補正額9,800万円。この資料を見ると、予算総額の大部分は歳入は分担金、歳出は衛生費ということは分かるのですけれども、この分担金の減額9,800万円でありますけれども、今申し上げたようにこの衛生費によって決まってくるというようなことだと思います。その費用低減のために、どのような取り組みをされてきたかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（前田秀文）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

衛生費におきますごみ焼却施設に係る支払費用の低減に係る取り組みでございますが、休炉側のバグフィルター保温ヒーターの停止をはじめといたしまして、雑用、排ガス用、空気圧縮機の効率的な運用、旧工場棟解体工事に熔融スラグを有効活用することや、蒸気タービン発電機の立ち上げ方法の変更及びキレート材の添加率の削減を図りました。余熱ホールの運用につきましては、平成26年度より指定管理による運営費の削減をしております。

また、一方で歳入の増額のために電力の売買を特定規模電気事業者へ切り替える際に、売電と買電を一緒に行うことで入札を行っております。このことによる実績といたしまして、平成26年度では約年間1億7,500万円の売電収入を上げております。

なお、長期的な視野に立ちまして、現在検討を進めておりますAドットCOMプランでは、焼却施設の管理運営を総合的、計画的に行うもので、包括的、管理運営を委託することにより費用の低減に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山内智彦議員。

○11番（山内智彦）

どうも御説明ありがとうございます。今、いろいろたくさん項目について、いろいろな施策、いろいろな費用低減を言われました。それぞれについて細かなことは申し上げるつもりはないですけども、その電力関係のところでも1億7,500万円という大きな効果が出ているというようなこともありますし、それぞれのところで費用に対して無駄というかそういう部分を削減していくというのは、いろいろな大きさ小ささあるとは思いますが。やりやすさ、やりにくさ、なかなか対策を打っても効果が出ないとかいろいろなことがあるかと思っておりますけれども、これはやはり1年間だけではなくて、継続的にこれは絶対やらないといけない、何のためにやるのか、どのように目標をおくかと、目標を達成しなかったら、なぜかというようなところをいつもローリングしていただきたいなというように思っております。成果が出ているというようなことですので、理解は得ています。議案には賛成しています。

以上です。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

実は確認させてもらいたいのですね。先ほど議案で出されました個人の特定何とかとか、マイナ

ンバーに係る議案が出されたところですが、今回の補正予算の中身を聞いていますと、触れていないののですけれども、確認です。マイナンバーに係るシステム変更の改正費などは、今回は予定されていないのか、当組合ではそういう改正費はいらないのかについてお願いします。

○議長（前田秀文）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

ただいまのマイナンバーに対応するための何か支出がないかという御質問でございますが、補正予算書の7ページを開いていただきたいのですが、2款1項1目の13節委託料の中で14万1,000円保守管理委託料でございますが、これがマイナンバー対応のための源泉に載せるための対応といたしまして、追加要求させていただいております。

以上でございます。

○議長（前田秀文）

山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

説明の中で、この保守管理委託料で触れるかなと、マイナンバーという単語が出るかなと思ったら出なかったのが、私が最初の1回目の質問にさせていただきました。マイナンバーに係る一般管理費13節の委託料、保守管理委託料14万1,000円、この補正予算に反対します。

○議長（前田秀文）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田秀文）

ありがとうございました。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（前田秀文）

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 前 田 秀 文

刈谷知立環境組合議会議員 加 藤 峯 昭

刈谷知立環境組合議会議員 山 本 シモ子